

市民活動の立ち上げを応援します！

平成31年度 薩摩川内市市民活動支援補助金(スタートアップコース)募集

【応募・問合せ先】=本庁地域政策課 コミュニティ・生涯学習グループ ☎(23)5111(内線4613)



利用ください！
4月1日からの

高齢者のための各種助成制度

在宅で介護されている方への助成制度

●家族介護用品支給事業

紙おむつなどの介護用品を購入する際に利用できる券を交付します。

▼課税世帯 11000円券×36枚 (3万6000円分)

▼非課税世帯 11000円券×75枚 (7万5000円分)

【対象】「寝たきり」または「重度認知症」の状態が3カ月以上続いていることに加え、次の①～③のいずれかの要件に該当する65歳以上の要介護者、または①の要件に該当する40歳以上65歳未満の要介護者を在宅で介護している方(申請日の直近180日のうち90日以上在宅で介護している方)

- ①要介護・要支援認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1・2級を持つ方
- ③療育手帳Aを持つ方

●ねたきり老人介護手当支給事業

1回の申請で6万円を支給(申請は8月と2月の年2回)します。

【対象】①②の要件を満たす方
65歳以上の要介護4・5の高齢者を、在宅で起居を共にしながら、基準日(8月1日と2月1日)から過去6カ

月間に、3カ月以上継続して介護している方

②介護者・要介護高齢者の属する世帯の世帯員全員が市民税所得割が非課税

*どちらの制度も、介護者要介護(高齢者)共に本市に住民票があり、1年以上同居している方が対象です。なお、特別障害者手当・福祉手当の受給者は対象になりません。

【問合せ先】本庁高齢・介護福祉課 高齢者福祉グループ(内線2673)

65歳以上の一人暮らし高齢者などへの助成制度

●緊急通報体制整備事業

一人暮らしで虚弱な高齢者を対象に、緊急時にボタンを押すと、市が指定する通報先へ通報する装置を貸し出します。

●生活指導型ショートステイ事業

在宅での自立した生活に不安のある高齢者に、養護老人ホームなどに一時的に入所宿泊していただき、生活習慣などの指導・体調調整を行います。
*1日381円の自己負担と食事代などの実費負担があります。

市民活動支援補助金(スタートアップコース)とは

これから活動を開始する、または活動期間がおおむね3年未満の団体などが、地域活性化のために、自ら企画・立案・実施する市民活動に該当する事業で、その内容・時期・経費などが、当該団体などの目的を達成するために適当であると市長が認めた公益的な事業に対して、事業の初期段階の活動経費の一部を補助するものです。

応募できる団体

- ▼ 次の全ての条件を満たす団体
- ▼ 構成員が5人以上で、その過半数が本市に住所を有していること
- ▼ 活動拠点が市内で、かつ市内において活動を行っている団体
- ▼ 薩摩川内市民活動ネットワークに、当該年度の補助金交付決定時まで加入し、公益の増進に寄与する活動を行う任意団体、特定非営利活動法人など

*市民活動ネットワークでは、市民活動団体の交流・情報交換、イベントなどの情報提供を行います。

次のいずれかに該当する団体は対象となりません。
▼ 地区コミュニティ協議会や自治会

●高齢者日常生活用具給付等事業

- 【品目・対象】
- ▼ ①火災警報器、自動消火器
- ▼ 所得税非課税世帯の寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者など
- ②電磁調理器
- ▼ 心身機能低下で防火などの配慮が必要な一人暮らしの高齢者など

*①の自動消火器と②の重複申請はできません。
*所得の状況などに応じて自己負担があります。

●高齢者訪問給食サービス事業

食事の確保が困難な高齢者世帯などに対して、給食の配達を通して安否確認などを行います。昼・夕食の2食以内で配食します。
*1食当たり450円の自己負担があります。

【問合せ先】本庁高齢・介護福祉課 高齢者福祉グループ(内線2673)

高齢者の健康づくりなどへの助成制度

●介護予防元気度アップ事業

平成30年度中に貯めたポイント数による利用券(最大5000円分)および平成31年度元気度アップカードを交付します。
■元気度アップ・ポイント転換利用券

【申請に必要な物】印鑑、カード
*代理申請の場合は、本人のカード、

代理人の印鑑
*平成30年度分のポイントの引換期限は、12月27日(金)まで

■元気度アップカード(高齢者支援型)
【対象】40歳以上の方

【申請に必要な物】本人の印鑑
*代理申請は不可

■元気度アップカード(参加型)
【対象】65歳以上の方

*平成31年度から、カード交付申請が不要になりました。カード設置場所
で自由に取得できます。

【カード設置場所】本庁高齢・介護福祉課、各支所、中央公民館、各地区コミュニティセンター

【問合せ先】本庁高齢・介護福祉課 包括支援グループ(内線2675)

●はり、きゆう、マッサージ等
施術料助成事業

1回800円×20回分の受診券を年間最大2冊(3万2000円分)まで交付します。

【対象】本市に住民票があり、1年以上居住している満65歳以上の方

【申請に必要な物】本人の身分証明書、印鑑

*代理申請の場合は、本人および代理人の身分証明書、印鑑

【問合せ先】本庁高齢・介護福祉課 高齢者福祉グループ(内線2673)

*印鑑はスタンプ印不可
*詳しくは問い合わせください。

その他これらに類する団体

▼宗教活動などを目的とする団体

▼政治活動などを目的とする団体

▼暴力団員が構成員に含まれる団体またはその暴力団員の統制下にある団体

▼性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体

対象となる経費

対象となる事業の実施に直接必要となる経費が補助対象となります。ただし、団体の経常的な管理運営経費は除きます。

補助金の額

対象となる経費に、補助回数に応じた補助率(下表)を乗じて得た額とします。

補助回数	補助率	補助上限
1回目	80%	いずれも 20万円 (千円未満切り捨て)
2回目	70%	
3回目	50%	

応募方法など

次の関係書類に必要事項を明記の

上、送付または直接持参ください。

*ファクスまたは電子メールによる提出は受け付けていません。

【関係書類】

▼市民活動支援補助金申込書

▼事業計画書・事業収支計画書

▼団体に関する調書

▼団体構成員名簿

▼他の制度による補助・助成または委託事業の申請状況

*関係書類の様式は、市ホームページ上からダウンロードできるほか、本庁地域政策課、各支所および各地区コミュニティセンターにも備え付けてあります。

【応募締切】4月26日(金)必着

審査スケジュール(予定)

5月下旬 一次審査(書類審査)

6月上旬 二次審査(公開ヒアリング)

6月中旬 補助事業決定

*市民活動団体が、これまでの活動を発展させるために、新たに実施または拡大する事業に対して補助を行う「スタートアップコース」もありません。本年12月に募集する予定です。